

スマートフォンでのクレジットカード等決済代行アプリを利用した  
国民年金保険料の納付受託に係る委託業務 一式

応募要領

## 1 事業名等

- (1) 事業名 スマートフォンでのクレジットカード等決済代行アプリを利用した  
国民年金保険料の納付受託に係る委託業務 一式
- (2) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日（予定）まで

## 2 応募資格

公募に参加する者は、次のすべての条件を満たす必要がある。

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (4) 厚生労働省から業務等に関し指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 令和07・08・09年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級で格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する業者であること。
- (6) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (7) 次の(ア)～(カ)に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近2年間((オ)及び(カ)については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。
- (ア) 厚生年金保険
- (イ) 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
- (ウ) 船員保険
- (エ) 国民年金
- (オ) 労働者災害補償保険
- (カ) 雇用保険
- 注) 各保険料のうち(オ)及び(カ)については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。
- (8) 公募に参加する者は、暴力団に該当しない旨の誓約書（別紙3）を提出すること。

## 3 特殊な条件

- (1) 本業務に必要な知識及び経験を有した職員を配置することができ、かつ、十分な社会的信用を有すること。本調達の作業に当たり、受注者の責任及び負担において、当省が指定する期日までに作業を確実に完了させることが可能であること。
- (2) プライバシーマーク付与認定、ISO/IEC27001認証（国際規格）又はISMS認

証、JISQ27001認証（日本産業規格）のうち、いずれかを取得していること。

(3) 本業務及び情報セキュリティ管理の履行可能性を証明するため、以下の書類を提出すること。

(ア) 本業務を実現するためのスケジュール及び体制等を含む実施計画書（案）

(イ) 本調達仕様書に基づいた情報セキュリティ管理計画書（案）

なお、本業務で取り扱う情報等の特性を十分に踏まえて作成したものであること。

(4) 国民年金法施行令第6条の15に定める要件に該当する者として厚生労働大臣の指定を受けていること又は指定を受けることが見込まれること。なお、公募時に指定を受けていない場合には、あらかじめ当該要件を満たしていることを示す以下の資料を提出すること。

(ア) 定款

(イ) 商業登記簿の謄本

(ウ) 最終の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書(法人でない者にあっては、資産又は納税に関する証明書)又はこれらに準ずるもの

(5) 当該事業において以下のクレジットカード（国際ブランド）による国民年金保険料の納付が可能であること。

・VISA

・MasterCard

・JCB

・アメリカンエキスプレス（アメックス）

・ダイナースクラブ

#### 4 公募内容等の条件を満たす旨の意思表示

この公募内容等の条件を満たしている者で、契約を希望する者は、以下により意思表示を行うこと。

(1) 意思表示期限 令和8年2月3日（火）午前11時00分まで

(2) 意思表示先 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省年金局事業企画課会計室

担当：日高

電話：03-5253-1111（内線：3550）

E-mail：nenkin-keiyaku@mhlw.go.jp

(3) 意思表示方法 直接提出又は郵送とする。ただし、土・日曜日、祝日の受付は行わない。なお、郵送の場合は、提出期限の前日までに到着するように送付し、かつ、応募者が受領の確認をする必要がある。

(4) 意思表示様式等提出書類

- ・「スマートフォンでのクレジットカード等決済代行アプリを利用した国民年金保険料の納付受託に係る委託業務」に係る公募内容等の条件を満たす旨の意思表示について（別紙1）
- ・保険料納付に係る申立書（別紙2）

- ・暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙3）
- ・令和07・08・09年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）等級決定通知書（写）
- ・プライバシーマーク付与認定、ISO/IEC27001認証（国際規格）又はISMS認証、JISQ27001認証（日本産業規格）のうち、いずれかに係る認証（写）
- ・スケジュール及び体制等を含む実施計画書（案）
- ・情報セキュリティ管理計画書（案）
- ・上記3（4）における厚生労働大臣の指定を受けていることがわかるものの写し又は上記3（4）（ア）～（ウ）の資料

（5）提出した資料について、後日、ヒアリングを実施する場合がある。

## 5 応募の無効

次の各号に該当する場合の応募は無効とする。

- （1）上記2に示した応募資格のない者が意思表示したとき。
- （2）上記2（8）に示した誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったとき。
- （3）応募者の氏名（法人の場合は、法人名及び代表者）の記載がない意思表示様式等（代理人が参加する場合は、代理人の氏名を併せて記載すること。）が提出されたとき。
- （4）記載内容を訂正した意思表示様式等であって、その訂正について、応募者の印を押していない意思表示様式等が提出されたとき。
- （5）記載事項等が不明確である意思表示様式等が提出されたとき。
- （6）提出期限を過ぎて意思表示様式等が提出されたとき。
- （7）押印が省略された書類に虚偽記載等の不正が発生した場合。

## 6 契約者の決定方法等

審査の結果については、令和8年2月12日（木）までに決定し、合否について連絡担当者に連絡する。

審査の結果、公募内容等の条件を満たす者と契約する。ただし、公募内容等の条件を満たす者が複数存在した場合は、一般競争入札を行うものとする。

## 7 その他

- （1）公募に参加しようとする者は、本公示及び公募要領についての内容を十分承知しておくこと。
- （2）意思表示様式等提出後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。
- （3）契約締結日は令和8年4月1日（火）を予定している。ただし、契約締結日までに令和8年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
厚生労働省年金局事業企画課長 殿

所在地  
称号又は名称  
代表者氏名

「スマートフォンでのクレジットカード等決済代行アプリを利用した国民年金保険料の納付受託に係る委託業務」に係る公募内容等の条件を満たす旨の意思表示について

当社は、貴省が公募する「スマートフォンでのクレジットカード等決済代行アプリを利用した国民年金保険料の納付受託に係る委託業務」について応募したいので、その旨を表示します。

なお、当社は下記記載事項について相違ないことを申し添えるとともに、調達仕様書において受注者に求める条件を満たすことについての説明及び資料を別添のとおり提出します。

記

- 1 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しません。
- 2 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しません。
- 3 厚生労働省から業務等に關し指名停止を受けていません。
- 4 当社は、公示及び応募要領の条件を満たし、本案件を確実に実施できます。
- 5 当社は、別添のとおり、調達仕様書において受注者に求める条件を満たしています。

(別添)

「スマートフォンでのクレジットカード等決済代行アプリを利用した国民年金保険料の納付受託に係る委託業務」に係る公募内容等の条件を満たす根拠となる説明及び資料の提出について

| 項番 | 参加者の条件  | 左記条件を満たす根拠となる説明又は資料<br>※項番2、3、4は資料を添付し、それ以外<br>は必要に応じ、資料を別添として添付。 |
|----|---|---|
| 1  | 本業務に必要な知識及び経験を有した職員を配置することができ、かつ、十分な社会的信用を有すること。本調達の作業に当たり、受注者の責任及び負担において、当省が指定する期日までに作業を確実に完了させることができること。  |   |
| 2  | プライバシーマーク付与認定、ISO/IEC27001認証（国際規格）又はISM認証、JISQ27001認証（日本産業規格）のうち、いずれかを取得していること。   | 認証の写しを添付  |
| 3  | 本業務及び情報セキュリティ管理の履行可能性を証明するため、以下の書類を提出すること。<br>(ア) 本業務を実現するためのスケジュール及び体制等を含む実施計画書（案）<br>(イ) 本調達仕様書に基づいた情報セキュリティ管理計画書（案）<br>なお、本業務で取り扱う情報等の特性を十分に踏まえて作成したものであること。 | 案を添付  |
| 4  | 国民年金法施行令第6条の15に定める要件に該当する者として厚生労働大臣の指定を受けていること又は指定を受けることが見込まれること。なお、公募時に指定を受けていない場合には、あらかじめ当該要件を満たしていることを示す以下の資料を提出すること。<br>(ア) 定款<br>(イ) 商業登記簿の謄本              | 指定を受けていることがわかるものの写し又は(ア)～(ウ)の資料を添付                                |

|   |   |  |
|---|---|--|
|   | (ウ) 最終の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書(法人でない者にあっては、資産又は納税に関する証明書) 又はこれらに準ずるもの  |  |
| 5 | <p>当該事業において以下のクレジットカード（国際ブランド）による国民年金保険料の納付が可能であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・VISA</li> <li>・MasterCard</li> <li>・JCB</li> <li>・アメリカンエキスプレス（アメックス）</li> <li>・ダイナースクラブ</li> </ul> |  |

別紙2

令和 年 月 日

## 保険料納付に係る申立書

支出負担行為担当官

厚生労働省年金局事業企画課長 殿

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

※ 厚生年金保険または国民年金の保険料について、直近2年間に支払うべき社会保険料の領収証書(写)等を添付すること。

所 在 地

会 社 名

代表者名

## 誓 約 書

- 私  
 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはございません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

## 記

## 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

## 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官  
 厚生労働省年金局事業企画課長 殿

年 月 日  
 住所（又は所在地）  
 社名及び代表者名

- ※ 個人の場合は生年月日を記載すること。  
 ※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

## 役員一覧 (例)

法人名

| 役職名     | (フリガナ)<br>氏名           | 生年月日        |
|---------|------------------------|-------------|
| 代表取締役社長 | ×× ×× ×× ××<br>○ ○ ○ ○ | 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 |
|         |                        |             |
|         |                        |             |
|         |                        |             |
|         |                        |             |
|         |                        |             |
|         |                        |             |
|         |                        |             |
|         |                        |             |
|         |                        |             |

※ 当該役員一覧は例示であるため、「役職」「氏名 (フリガナ)」及び「生年月日」の項目を網羅していれば、様式は問わない。

(案)

# 契 約 書

収入印紙  
貼付

発注者 支出負担行為担当官 厚生労働省年金局事業企画課長 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) とは、下記案件の業務の委託に関し、次のとおり業務委託契約を締結する。

記

契約件名 スマートフォンでのクレジットカード等決済代行アプリを利用した国民年金保険料の納付受託に係る委託業務 一式

## 契約金額

金融機関口座決済 @ 円 予定件数 件  
クレジットカード決済 立替納付の金額 円あたり 円  
(但し、立替納付の金額に 円未満の端数が生じた場合は、その端数に %を乗じた金額 (1 円未満切り捨て) とする。)  
予定数量 件

回線使用料 @ 円 (月額)

(上記の契約単価は、1 件当たりの単価であり、消費税等額を含まない額である。消費税額及び地方消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、契約金額に 100 分の 10 を乗じて得た額である。)

## 契約保証金 全額免除

### (総則)

第 1 条 乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書及び仕様書に添付された文書等 (以下「仕様書等」という。) に記載された内容を信義に従い誠実に実施し、履行期限 (委託期間に定めのあるものについては履行期間を含む。) までに完了するとともに、仕様書等に各種成果物 (以下「成果物」という。) の納入が義務付けられている場合は、その成果物を納入期限までに甲の指定する場所に納入し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

### (法令遵守等)

第 2 条 本契約の履行にあたり乙は、甲の仕様書等に従い関係諸法令を守り、自ら業務処理計画を立案し、乙の当該受託業務に従事する者 (以下「業務委託員」という。) を適正に配置し、指導監督と教育指導を行い、業務の趣旨に従い誠実かつ善良なる管理者の注意をもって、処理しなければならない。

### (労働法上の責任)

第 3 条 乙は、業務委託員に対する雇用者及び使用者として、労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号)、労働者災害補償保険法 (昭和 22 年法律第 50 号)、職業安定法 (昭和 22 年法律第 141 号)、労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号)、

社会保険諸法令その他業務委託員に対する法令上の責任を全て負い、責任を持って労務管理し、甲に対し一切の責任及び迷惑等を及ぼさないものとする。

(契約期間、履行期限及び履行場所)

第4条 契約期間、履行期限及び履行場所は、次のとおりとする。

契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

履行期限 仕様書等のとおり

履行場所 仕様書等のとおり

(秘密の保持等)

第5条 乙は、当該受託業務を信義に従い誠実に行い、本契約において知り得た秘密について、他に漏らし又は目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、本契約終了後も有効とし、共同受託者は、本契約終了後も、本契約において知り得た秘密について、他に漏らし又は目的外に使用してはならない。

3 乙は、不正の利益を得る目的、若しくは甲又は乙に損害を与える目的を持って第1項の規定に違反した者について、就業規則等に従い厳正な処分を行い、その内容を甲に報告しなければならない。

(情報の帰属)

第6条 当該受託業務の実施に係る全ての情報は、甲に帰属する。

(情報等の適正な取扱い)

第7条 乙は、当該受託業務の実施に関し入手した全ての情報について、目的外利用等を行ってはならない。

2 乙は、当該受託業務の実施に関し甲より貸与又は提示された情報（以下「貸与情報等」という。）の全部又は一部の複写複製等を行ってはならない。ただし、甲が必要と認め予め承認した場合はこの限りでない。

3 乙は、貸与情報等を滅失又は毀損（以下「滅失等」という。）しないよう適切に管理しなければならない。なお、滅失等の事態が発生したときは、直ちに甲に報告するものとする。

4 乙は、第2項の規定により複写複製物等を作成していた場合において、当該受託業務が終了し、又は甲からの指示があったときは、いずれも甲の指示に従い適切に廃棄又は消去した上、作業の完了を甲に報告しなければならない。

5 乙は、前4項を遵守するための措置を講じなければならない。

(情報の返還)

第8条 乙は、当該受託業務が終了し、又は甲からの指示があった場合は、速やかに貸与情報等を甲に返還するものとする。

(監督)

第9条 甲は、本契約の履行に関し、乙に業務遂行上の不適切な行為がある場合には、甲の指定する監督職員（以下「監督職員」という。）に乙の業務を監督させ、必要な指示を行わせることができる。

2 前項の場合、乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

(調査等)

- 第 10 条 甲又は監督職員は、当該受託業務の実施状況について、隨時に調査を行うこととし、必要な報告を求めることができるものとする。
- 2 前項の場合、甲又は監督職員は、乙に対して業務遂行上必要な指導を行うことができるものとする。

(事故報告等)

- 第 11 条 乙は、当該受託業務の実施において、事故が発生したときは、直ちに事故内容等の詳細を文書にて甲又は監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。
- 2 乙は、当該受託業務の実施に関して、個人情報の漏えい又は個人情報の漏えいが疑われる事象等が発生したときは、直ちに発生した事象等の詳細を文書にて甲又は監督職員に報告し、その指示を受けなければならぬ。本契約終了後においても同様とする。
- 3 乙は、第 1 項から第 2 項に規定する事故等が発生した場合に対応するための体制を整備しなければならない。

(公益通報者の保護)

- 第 12 条 甲及び乙は、業務委託員が甲の職員、代理人その他の者について公益通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、甲若しくは甲が予め定めた者、当該公益通報対象事実について処分若しくは勧告等をする権限を有する行政機関又はその者に対し当該公益通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に通報したことを理由として、甲においては本契約の解除、業務委託員の就業停止その他不利益な取扱いをしてはならず、乙においては当該業務委託員に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(報告及び検査)

- 第 13 条 乙は、仕様書等の定めるところに従い成果物を作成し、予め希望検査日時、品名等必要事項を甲に通知し、立会いの上、甲の検査を受けなければならぬ。ただし、乙に差し支えがあつて立会いすることができない場合は、予め甲の承諾を得た確実な代理人を差し向かなければならぬ。
- 2 甲は前項の通知を受けたときは、10 日以内に検査をするものとする。
- 3 成果物は、全て甲の指示（仕様書等）のとおりであつて、甲が行う検査に合格したものでなければならない。
- 4 前各項の検査に必要な費用は、乙の負担とする。

(所有権の移転及び危険負担)

- 第 14 条 成果物の所有権は、甲が前条の検査の結果、合格品と認め、検印し、合格品を受領して、乙にその受領証を交付したときに移転する。
- 2 所有権が移転するまでの間に生じた成果物の亡失、毀損等の損害は、乙の負担とする。
- 3 成果物に含まれる情報は、所有権が甲に移転すると同時に第 7 条第 2 項の貸与情報等とみなす。

(納期の有償延期)

第 15 条 乙が、第 17 条以外の理由によって、第 4 条に定める場所及び期限内に成果物の納入ができないときは、乙は、その理由を詳記して期限内に延期を請求することができる。この場合、甲は、その事情が特にやむを得ないものと確認するものに限り、遅滞料を徴収して延期を許すことができる。

(遅滞料)

第 16 条 前条の遅滞料は、乙の遅滞日数につきその未納分に相当する金額に年 3 パーセントの割合（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。）を乗じて計算した金額（100 円未満の端数があるとき、又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。

(納期の無償延期)

第 17 条 天災地変、その他乙の責に帰し難い理由によって、第 4 条に定める場所及び期限内に成果物の納入ができないときは、乙はその理由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。この場合、甲は、その請求が正当と確認されたときは、前条の遅滞料を免除して納期の延期を許すことができる。

(契約の解除)

第 18 条 甲は自己の都合によって本契約の解除を行う場合は、乙に対して 30 日前までに文書による予告を行うことにより本契約を解除することができる。

2 甲は、乙が第 33 条第 1 項、第 37 条、第 38 条及び第 40 条第 2 項の条項に該当する場合を除き、次の各号の一に該当するときは、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約を解除することができる。なお、本契約が解除された場合において、乙は、甲又は甲の指定する者に対し当該受託業務の円滑な引継ぎをなし、業務処理の継続に支障がないよう協力する義務を負う。

- (1) 甲が事前に行う本契約の相手方として適当であるかを判断する審査において、偽りその他不正行為により本契約の相手方となったとき。
- (2) 第 15 条及び第 17 条に規定する場合を除き、第 4 条に定める期限内に合格品の受渡を終了しないとき。
- (3) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。
- (4) 乙の責に帰す理由により、本契約の全部又は一部を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (5) 当該業務の遂行につき、不適切な行為があり、甲の業務に支障を及ぼすと認められるとき。
- (6) 本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監督、検査、調査等を不当に拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (7) 乙、責任者等及び業務委託員が本契約に違反し、当該業務の実施について知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。
- (8) 本契約の条項に違反したとき。
- (9) 手形交換所の取引停止処分があったとき。
- (10) 乙の財産状態に著しい悪影響を及ぼす差押え、仮差押え又は仮処分を受けたとき、若しくは競売、強制執行、滞納処分等を受けたとき。
- (11) 破産、民事再生、会社更生等の申立てがあったとき。

(12)営業を廃止し、又は清算に入ったとき。

3 甲は、乙について民法第 542 条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 第 2 項、前項、第 33 条第 1 項、第 37 条、第 38 条及び第 40 条第 2 項の規定により、本契約が解除となった場合においては、甲は委託内容が既に履行された場合、及び返還すべき成果物が既にその用に供せられていた場合でも、これにより受けた利益を返還しないものとする。

#### (違約金)

第 19 条 前条第 2 項、第 37 条、第 38 条及び第 40 条第 2 項の規定により本契約が解除されたときには、違約金として、乙は契約金額から第 14 条による所有権の移転が行われた割合を差し引いた金額（1 円未満切り捨て）の 100 分の 10 に相当する金額（以下「違約金額」という。）を甲の指定する期限内に国庫に納付しなければならない。

2 前項に規定する違約金の金額が次条第 3 項及び第 41 条第 2 項の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、次条第 3 項及び第 41 条第 2 項の甲に対する損害賠償額を違約金とする。

#### (損害賠償)

第 20 条 乙が本契約を誠実に履行する目的で工事又は制作等に着手後、甲が、第 18 条第 1 項に基づき本契約の解除をした場合は、乙は、甲から契約解除の通知を受理した日より 10 日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

2 甲が前項の請求を受けたときは、甲乙協議により損害額の確認を行い、通常かつ直接の損害に限り賠償することとする。ただし、乙の同意を得て解除した場合はこの限りでない。

3 第 18 条第 2 項の規定により本契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えた場合は、乙は甲に対し通常かつ直接の損害を賠償しなければならない。

4 甲及び乙は、この契約書に掲げる事項を遵守せず、相手方に損害を与えた場合には、相手方に対し損害を賠償しなければならない。

5 本契約において相手方に請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、自己の責に帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとする。

6 第 3 項に定める甲に対する損害賠償額が違約金額を下回る場合については、前条の違約金をもって損害賠償額とする。

#### (対価の請求及び支払)

第 21 条 乙は、仕様書に定める成果物について第 14 条の所有権移転が行われた後、対価の支払を支出官厚生労働省年金局事業企画課長（以下「支出官」という。）に請求するものとする。

2 支出官は、乙の適正な支払請求書を受理した日から、30 日以内にその対価を乙に支払わなければならない。

#### (支払遅延利息)

第 22 条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、前条の期限までに対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金

額に対し、昭和 24 年 12 月大蔵省告示第 991 号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

（権利義務の譲渡等）

- 第 23 条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成 16 年法律第 154 号）第 2 条第 2 項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。
- 2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、特定目的会社及び信託会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 467 条及び動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号）第 4 条第 2 項に規定する通知又は承諾の依頼を行い、若しくは、乙が信託業法に規定する公告を行った場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。
- （1）甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- （2）丙は、譲渡対象債権を第 1 項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。
- （3）甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならない。
- 3 第 1 項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う支弁の効力は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 42 条の 2 に基づき、支出官が同令第 1 条第 3 号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（再委託）

- 第 24 条 乙は、本契約の全部又は本契約における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を第三者（納付受注者の子会社（会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）を含む。）に再委託することはできない。また、本契約の契約金額に占める再委託契約金額の割合は、原則 2 分の 1 未満とすること。
- 2 乙は、再委託する場合には、様式 1 により再委託に係る承認申請書を作成の上甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が 50 万円未満の場合は、この限りでない。
- 3 乙は、受託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。
- 4 乙は、受託業務の一部を再委託するときは、再委託者に対して、本契約にて乙に課せられている守秘義務等と同等以上の条件及び必要に応じて甲が再委託者に対して調査等を行えることの条件を課す契約を締結することとし、

甲からその契約書の写しについて提示の要求があった場合は、速やかにこれを提示するものとする。

(再委託先の変更)

第 25 条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第 2 項ただし書きに該当する場合を除き、様式 2 により再委託に係る変更承認申請書を作成の上甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(履行体制)

第 26 条 乙は、再委託者からさらに第三者に委託が行われる場合には、様式 3 に沿って当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を作成の上、甲に提出しなければならない。

2 乙は、様式 3 の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式 4 により履行体制図変更届出書を作成の上、甲に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。

- (1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。
- (2) 事業参加者の住所の変更のみの場合。
- (3) 契約金額の変更のみの場合。

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(監査)

第 27 条 甲は、乙に対して仕様書等に定める情報セキュリティ対策に関する監査を行うことができる。

2 甲は、前項に規定する監査を行う場合は、予め甲乙協議を実施し、監査場所及び方法を定めた上、甲の指名する者を乙の事業所、工場その他の関係場所に派遣することができる。

3 甲は、第 1 項に規定する監査の結果、乙の情報セキュリティ対策が厚生労働省の定める基準を満たしていないと認められる場合は、その是正のため必要な措置を講じるよう求めることができる。

4 乙は、前項の規定による甲の求めがあったときは、速やかに、その是正措置を講じなければならない。

5 前各項の規定は、乙の再委託者について準用する。ただし、第 3 項に規定する甲が行う是正のための求めについては、乙に対し直接行うものとする。

6 乙は、甲が乙の再委託者に対し監査を行うときは、甲の求めに応じ、必要な協力をしなければならない。

(事故等発生時の措置)

第 28 条 乙は、保護すべき情報の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生したときは、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を、その後速やかにその詳細を甲に報告しなければならない。

2 次に掲げる場合において、乙は、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を、その後速やかにその詳細を甲に報告しなければならない。

- (1) 保護すべき情報が保存されたサーバ又はパソコン（以下「サーバ等」と

- いう。)に悪意のあるコード(情報システムが提供する機能を妨害するプログラムの総称であり、コンピューターウィルス及びスパイウェア等をいう。以下同じ。)への感染又は不正アクセスが認められた場合
- (2) 保護すべき情報が保存されているサーバ等と同一のネットワークに接続されているサーバ等に悪意のあるコードへの感染が認められた場合
- 3 第1項に規定する事故について、それらの疑い又は事故につながるおそれのある場合は、乙は、適切な措置を講じるとともに、速やかに、その詳細を甲に報告しなければならない。
- 4 前3項に規定する報告のほか、保護すべき情報の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生した可能性又は将来発生する懸念について乙の内部又は外部から指摘(報道を含む。)があったときは、乙は、当該可能性又は懸念の真偽を含む把握し得る限りの全ての背景及び事実関係の詳細を速やかに甲に報告しなければならない。
- 5 前各項に規定する報告を受けた甲による調査については、前条の規定を準用する。
- 6 乙は、第1項に規定する事故がこの契約に与える影響等について調査し、その後の措置について甲と協議しなければならない。
- 7 第1項に規定する事故が乙の責めに帰すべき事由によるものである場合には、前項に規定する協議の結果、とられる措置に必要な費用は、乙の負担とする。
- 8 前項の規定は、甲の損害賠償請求権を制限するものではない。

#### (契約履行後における乙の義務等)

- 第29条 第27条及び前条の規定は、本契約の検査が完了した日を起算日として1年間準用する。ただし、当該情報が保護すべき情報でなくなった場合は、この限りでない。
- 2 甲は、契約履行後における乙に対する保護すべき情報の返却、提出等の指示のほか、業務に支障が生じるおそれがない場合は、乙に保護すべき情報の破棄を求めることができる。
- 3 乙は、前項の求めがあった場合において、保護すべき情報を引き続き保有する必要があるときは、その理由を添えて甲に協議を求めることができる。

#### (特許権等の費用負担)

- 第30条 本契約に付随する各種特許権、実用新案権等の使用に関し、その所有権者又は代理者に対する特許権等の使用料その他使用上の義務を生じたときは、その一切の義務は、乙がこれを負うものとする。

#### (著作権等)

- 第31条 本契約の範囲内で第三者が権利を有する著作物、知的所有権等を利用する場合は、乙の責任においてその権利の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこととする。
- 2 本契約により新たに作成される成果物の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。
- (1) 本契約により新たに作成される成果物に関する権利(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条に定める全ての権利を含む。)は、全て甲に帰属するものとし、乙は当該著作権を甲に無償で譲渡するものとする。た

だし、納入成果物に関し、契約履行過程で生じたルーチン、モジュール等については、乙は甲の承認を得た上で使用することができる。また、乙が契約履行前から著作権を保有するルーチン、モジュール等について、甲は複製、改変を行えるものとし、甲は第三者に対し、複製、改変を許諾できるものとする。

- (2) 乙は、業務の一部を第三者に委任し又は請け負わせる場合、委任し、又は請け負わせた者に対して委任し又は請け負わせた業務の履行により作成された成果物に対する著作権が甲に帰属する旨を明示しなければならない。
- (3) 甲は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書で指定する物件を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (4) 乙は、甲に対して、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができない。

(成果物が契約の内容に適合しない場合の措置)

- 第32条 甲は、第13条に規定する成果物が契約の内容に適合していないこと(以下「契約不適合」という。)を知ったときは、成果物を納入後1年以内に(数量又は権利の不適合については期間制限なく)その旨を乙に通知した場合は、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。
- 2 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかつた場合、又は契約不適合が重大である場合は、前項の通知期間を経過した後においてもなお前項を適用するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

- 第33条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金等)

- 第34条 乙は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき、違約金として、

契約金額の 100 分の 10 に相当する金額（以下「不正行為違約金」という。）を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は同法第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第 4 号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する不正行為違約金のほか、契約金額の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）及び第 7 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
  - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、本契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 4 第 1 項及び第 2 項に規定する違約金の合計額（以下「不正行為に係る違約金額」という。）が、次条第 1 項の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、次条第 1 項の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。

#### （談合等の不正行為に係る損害賠償）

第 35 条 第 33 条第 1 項の規定に該当した場合において、乙が甲に損害を与えた場合には、乙は甲に対し損害を賠償しなければならない。

- 2 前項に定める損害賠償額が不正行為違約金を下回る場合については、不正行為違約金をもって損害賠償額とする。

#### （談合等の不正行為に係る違約金に関する遅延利息）

第 36 条 乙が第 34 条に規定する違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 3 パーセントの割合（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。）を乗じて計算した金額（100 円未満の端数があるとき、又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として甲に支払わなければならない。

#### （属性要件に基づく契約解除）

第 37 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要

せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

#### （行為要件に基づく契約解除）

第38条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

#### （表明確約）

第39条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたくても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を再受託者等（再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）及び下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）並びに自己、再受託者又は下請負人が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

#### （再受託契約等に関する契約解除）

第40条 乙は、契約後に再受託者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再受託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受託者等との契約を解除せず、若しくは再受託者等に対し契約を解除させるための措置を講じないとときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

- 第 41 条 甲は、第 18 条第 3 項、第 32 条第 2 項、第 37 条、第 38 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第 18 条第 3 項、第 32 条第 2 項、第 37 条、第 38 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 前項に定める損害賠償額が第 19 条の違約金額を下回る場合については、第 19 条の違約金額をもって損害賠償額とする。

(不当介入に関する通報・報告)

- 第 42 条 乙は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

- 第 43 条 乙は、乙又はその役員若しくは本契約に關係する使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

- 第 44 条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 乙又はその役員若しくは本契約に關係する使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
- (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
- (3) 乙が、乙又はその役員若しくは本契約に關係する使用人が第 1 号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。
- 2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

- 第 45 条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(紛争又は疑義の解決方法)

- 第 46 条 本契約について、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合には、必要に応じて

甲乙協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については東京地方裁判所を第一審の専属合意裁判所とする。

(存続条項)

第 47 条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第 5 条、第 18 条第 2 項、第 20 条、第 22 条、第 34 条、第 36 条、第 39 条、第 41 条、第 45 条、第 46 条及び本条はなお有効に存続するものとする。

上記の契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関 1-2-2  
支出負担行為担当官  
厚生労働省年金局事業企画課長  
重永 将志

乙

様式 1

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
厚生労働省年金局事業企画課長 殿

名称  
代表者氏名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項（個人情報を取り扱う業務にあっては個人情報の管理、その他運営管理の方法等）

様式2

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
厚生労働省年金局事業企画課長 殿

名称  
代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

### 様式 3

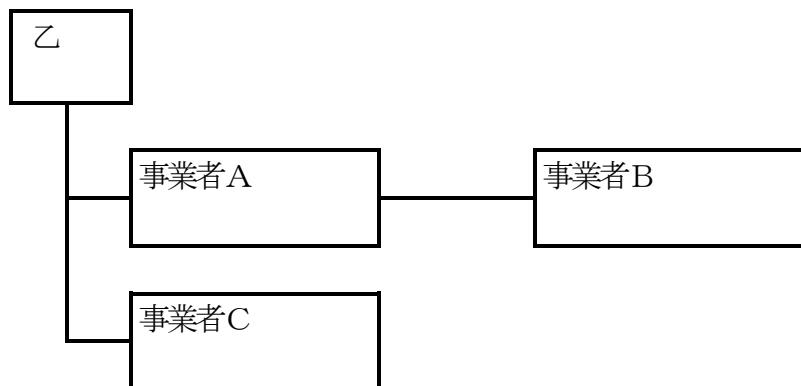
#### 履行体制図

##### 【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業者名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

##### 【履行体制図の記載例】

| 事業者名 | 住所        | 契約金額 | 業務の範囲 |
|------|-----------|------|-------|
| A    | 東京都〇〇区・・・ | 円    |       |
| B    |           |      |       |



様式4

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
厚生労働省年金局事業企画課長 殿

名称  
代表者氏名

履行体制図変更届出書

契約書第26条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図